平成２１年（フ）第１２３６号
大阪府守口市大日町２丁目１番50号
破産者　株式会社ロータス企画
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月16日午後２時
平成22年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１７号
京都府長岡京市馬場見場走り15番地１－３－306　シャリエ長岡京、開始決定時の住所京都府長岡京市天神２丁目15番28号
破産者　井口　征一
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午後３時30分
平成22年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第１５９号
香川県丸亀市土器町東７丁目164番地　サーパス土器公園910号
破産者　髙田　知重
特別調査期日　平成22年６月24日午前10時30分
平成22年６月３日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１１１２号
堺市南区宮山台１丁１番７号、営業所大阪市中央区粉川町３－４－101
破産者　三協薬品大阪こと　篠塚　利治
特別調査期日　平成22年７月15日午後３時30分
平成22年６月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２７３号
愛知県岡崎市城南町１丁目２番地４　アゼリアⅡ－202、開始決定時の住所愛知県岡崎市六名新町４番地２　キングスコート六名公園214
破産者　河東昌源こと　鄭　　昌源
1　期日　平成22年６月28日午後３時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第３３４号
長崎県佐世保市早苗町703番地３
破産者　山下　尚志
1　期日　平成22年７月９日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月31日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第４８９号
函館市中道１丁目11番11号
破産者　山長長内建設有限会社
1　期日　平成22年７月16日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月３日　　函館地方裁判所

平成２０年（フ）第５６２号
函館市中道１丁目35番７号、開始決定時の住所函館市中道１丁目11番11号
破産者　長内　良雄
1　期日　平成22年７月16日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月３日　　函館地方裁判所

平成１８年（フ）第４３９号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1355番地
破産者　金鉱パッケージ株式会社
1　期日　平成22年７月16日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月２日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成１９年（フ）第４９号
大分県豊後大野市大野町屋原658番地
破産者　株式会社鎧南
1　期日　平成22年８月３日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４６号
大阪府箕面市白島２丁目１番16号、開始決定時の住所大阪府箕面市坊島１丁目６番24号
破産者　宇喜田電工こと　宇喜田　尚
1　期日　平成22年７月12日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３０３号
兵庫県宝塚市千種１丁目８番39号、事業所の所在地大阪市北区西天満２丁目９番14号　北ビル３号館602号
破産者　富田　康正
1　期日　平成22年７月９日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第３７６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4836番地３
破産者　黒木　雅子
異議申述期間　平成22年８月３日まで
平成22年６月３日　　宮崎地方裁判所破産係

免責決定

平成１６年（モ）第１２７１号
（平成１６年（フ）第２７１号）
福岡県築上郡築上町大字椎田1636番地１
破産者　永家　　守
主文　破産者を免責する。
平成22年６月１日　福岡地方裁判所行橋支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第５０２号
福島県伊達郡桑折町大字上郡字楽10番地
清算株式会社　株式会社あいしん
代表清算人　林　　修
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所第１民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３００２号
大阪市福島区福島７丁目17番９号大包ビル４階
清算株式会社　株式会社日刊スポーツ広告社
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３００７号
大阪市都島区高倉町３丁目１番21号
清算株式会社　城北塗工株式会社
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件協定を認可する。
第１　通則
1　特別清算債権・特別清算債権者の定義
城北塗工株式会社（以下「特別清算会社」という。）に対する債権であって、平成21年４月３日（特別清算開始決定日）以前の原因に基づいて発生した財産上の請求権を特別清算債権とし、同債権を有する者を特別清算債権者とする。
2　按分弁済における端数の処理
特別清算債権に対する按分弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　弁済方法
⑴　本協定における弁済は、特別清算会社清算人代理人弁護士事務所（大阪市北区西天満２丁目10番２号　幸田ビル401号　グローバル法律事務所）において行う。
ただし、特別清算債権者が、特定の銀行口座への振り込みを求めた時は、一債権者につき一弁済日あたり１箇所に限り、特別清算会社が振込費用を負担して、その者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。特別清算債権者が第１回弁済の前にかかる求めを行った場合、特別清算株式会社は、その債権者から別段の申し出がなくても、第２回弁済について同一銀行口座に対し振り込む方法により実施することができ、かかる実施によりその債権者が第２回弁済を受領できなかったとしても特別清算会社は免責されるものとする。